第二条第二十七号中「第四十七条の二第一項の規定」の下に「（同条第三項第一号に係る部分を除く。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十六号中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十五号を同条第二十六号とし、同条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び第四条において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十八年旧措置法」という。）第四十七条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第四条第一項第一号を削り、同項第二号中「若しくは第十四項」「若しくは第四十七条の二第一項」及び「若しくは第六十八条の三十五第一項」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「に限る」を「を除く」に、「同条第三項各号」を「同条第三項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　平成二十七年改正法附則第七十九条第十二項又は第九十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項第一号に係る部分に限る。）の規定

第四条第二項第一号中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に、「同条第三項各号」を「同条第三項第二号」に改め、同項第三号中「から第六十五条の九まで」を「（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）若しくは第六十五条の九」に、「から第六十八条の八十まで」を「（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八十」に改め、同項第四号中「第四十七条の二第一項」及び「第六十八条の三十五第一項」の下に「（同条第三項第一号に係る部分を除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

五　平成二十八年改正法附則第九十二条第八項若しくは第十項又は第百十五条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十六第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第五十六条（第三項から第七項まで、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）又は第六十八条の四十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

様式第一の記載要領第三号中「、別表一(二)「1」又は別表一(三)「1」の金額」を「の欄、別表一(二)「1」の欄若しくは別表一(三)「1」の欄の金額又は法規別表一の三「1」及び「27」の欄の金額の合計額」に改め、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項中

00380	法規別表一(一)「30」の欄の金額又は法規別表一の三「14」及び「40」の欄の金額の合計額

を

(一)「30」の欄の金	

に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の4第1項	00563	法規別表六(六)「15」の欄の金額
	第42条の4第2項	00564	
	第42条の4第3項	00565	法規別表六(六)「24」の欄の金額
	第42条の4第4項第1号	00486	法規別表六(七)「22」の欄の金額
	第42条の4第4項第2号	00012	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成28年旧措置法」という。）第42条の5第1項第1号イ（償却費）	00400	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号イ）	00401	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第42条の5第1項及び第6項第1号イ）	00431	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（同条第1項第1号イ））	00432	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（償却費）（同条第1項第1号ロ）	00566	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（同条第1項第1号ロ））	00567	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ（償却費）	00403	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額